

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年10月22日（令和2年（行情）諮問第528号及び同第529号）及び同月30日（令和2年（行情）第551号ないし同第555号）

答申日：令和3年3月4日（令和2年度（行情）答申第483号，同第484号及び同第486号ないし同第490号）

事件名：特定職員の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件  
特定役職の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件  
特定職員の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件  
特定職員の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件  
特定職員の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件  
特定職員の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件  
特定職員の経歴が分かる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる7文書（以下，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し，別紙の2に掲げる17文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成28年8月8日付け防官文第14446号，同月26日付け防官文第15134号及び平成30年8月27日付け防官文第13618号ないし同第13622号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分7」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（令和2年（行情）諮問第528号及び同第529号）

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。

従って不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 審査請求書2（令和2年（行情）第551号ないし同第555号）

ア 上記（1）イに同じ。

イ 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

(3) 意見書（添付資料は省略する。）

別件開示請求及び別件答申で開示が認められた内容については、開示可能である。

諮問庁においては係長以上の職員の氏名は公表されている。これに加え別件答申で開示が認められた内容については、開示されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として、17文書（本件対象文書）を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年8月8日付け防官文第14446号、同月26日付け防官文第15134号及び平成30年8月27日付け防官文第13618号ないし同第13622号により、各一部開示決定処分（原処分）を行

った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから審査会への諮問を行うまでに約2年2か月及び約4年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書は、職員の人事管理のために作成する文書であり、紙媒体で管理されており、当該職員は情報公開請求を担当した職員である。

## 3 法5条該当性について

本件対象文書の一部については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

## 4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書1（上記第2の2（1）ア）において、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成22年度（行情）答申第538号において示されたとおり、不開示部分の位置を文書名で特定し、平成28年8月8日付け防官文第14446号及び同月26日付け防官文第15134号により通知している。
- (2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記3のとおり同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されており、電磁的記録は保有していない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月22日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第528号及び同第529号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月30日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第551号ないし同第555号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年11月5日 審議（令和2年（行情）諮問第528号及び同第529号）
- ⑥ 同月19日 審議（令和2年（行情）諮問第551号ないし同第555号）
- ⑦ 同日 審査請求人から意見書及び資料を收受（令和2年（行情）諮問第528号、同第529号及び同第551号ないし同第555号）
- ⑧ 令和3年2月12日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑨ 同月25日 令和2年（行情）諮問第528号、同第529号及び同第551号ないし同第555号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省に勤務する特定職員7名の人事記録及び勤務記録等である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行い、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び当該部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）について

本件対象文書にはスタンプで押印されたと認められる部分があることや、上記第3の2で諮問庁が説明する本件対象文書の作成、保有の方法を踏まえると、本件対象文書の外に電磁的記録を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

本件対象文書は特定個人7名に係る人事記録及び勤務記録等であるところ、いずれも、特定職員の氏名が記載され、不開示とされた部分には、当

該特定職員の本籍，性別，生年月日，学歴，試験・資格，研修，備考並びに勤務記録事項として勤務経歴，給与及び発令者に関する記録等，人事管理のための当該職員に関する詳細な経歴等の情報がそれぞれ記載されている。このことから，本件対象文書は，文書ごとに全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また，当該職員に関する上記の詳細な経歴等の情報は，当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結びつく情報とはいえないことから，法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

さらに，原処分において特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから，法6条2項の適用の余地はない。

したがって，当該情報は，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の各開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦，委員 塩入みほも，委員 常岡孝好

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

- (1) 特定職員 A の経歴が最も分かる文書。
- (2) 特定役職の経歴が分かる文書の全て。
- (3) 特定職員 B の経歴が分かる文書の全て。
- (4) 特定職員 C の経歴が分かる文書の全て。
- (5) 特定職員 D の経歴が分かる文書の全て。
- (6) 特定職員 E の経歴が分かる文書の全て。
- (7) 特定職員 F の経歴が分かる文書の全て。

### 2 (本件対象文書)

#### (1) 原処分 1

- 文書 1 勤務記録表 (甲)
- 文書 2 勤務記録表 (乙)
- 文書 3 人事記録 (乙)

#### (2) 原処分 2

- 文書 4 勤務記録表 (甲)
- 文書 5 勤務記録表 (乙)
- 文書 6 人事記録 (乙)

#### (3) 原処分 3

- 文書 7 勤務記録表
- 文書 8 勤務記録表 (続)
- 文書 9 人事記録 (乙)

#### (4) 原処分 4

- 文書 10 勤務記録表
- 文書 11 勤務記録表 (続)

#### (5) 原処分 5

- 文書 12 勤務記録表
- 文書 13 勤務記録表 (続)
- 文書 14 人事記録 (乙)

#### (6) 原処分 6

- 文書 15 勤務記録表 (甲)
- 文書 16 人事記録 (乙)

#### (7) 原処分 7

- 文書 17 勤務記録表及び勤務記録